

様式第3（第4条関係）

第 号  
年 月 日

東郷町議会議員

殿

（東郷町議会議長経由）

東郷町長

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました東郷町政務活動費の交付については、東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 交付決定額

金 円 （ 年 月分から 年 月分まで）

2 交付条件

条例、規則等を遵守すること。

3 その他

(1) 様式第4により請求すること。

(2) 条例第9条第1項の規定に基づく収支報告書等の提出期限は、年度の末日までとする。

(3) 条例第9条第2項の規定に基づく収支報告書等の提出期限は、議員でなくなった日の属する月の末日の翌日から起算して20日以内とする。ただし、議員でなくなった日の属する月が3月の場合は、当該月の末日までとする。